

(別紙)

同一請求人から同一所属に繰り返し開示請求がある場合の、条例第13条に基づく開示決定等の期限の特例に係る上限設定及び正当な理由なくその上限を超える開示請求を権利の濫用として不開示決定とすることについて

同一請求人から同一所属(※)に繰り返し開示請求がある場合の取扱いは、原則として以下のとおりとする。

※この別紙において「所属」とは、奈良県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関としての知事にあつては、奈良県行政組織規則(昭和31年7月奈良県規則第26号)第2章に規定する本庁の課、室、センター、所及び同規則第3章に規定する出先その他の機関(以下「本庁の課等」という。)をいい、知事以外の実施機関にあつては、知事における本庁の課等に相当する組織をいう。

- ① 条例第12条第2項に基づき期限の延長をして処理しても、同項に規定する期間(45日を限度とした延長)までに開示決定等ができないと見込まれる場合、条例第13条による開示決定等の期限の特例を適用する。
- ② ①の期限の特例の適用後に、同一請求人から同一所属にされた新たな請求にあつては、
 - ア 条例第13条に基づき期限の特例を適用することとし、開示請求のあつた日から起算して60日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
 - イ 相当の部分以外の残余の部分について、①の期限の特例を適用した請求に係る開示決定等をした後に開示決定等の事務を開始するものとして、新たな請求に係る開示決定等の期限を算出することができる。
- ③ ①又は②の期限の特例において、延長期間が1年に達した場合であつて、当該請求人が、正当な理由なく引き続き請求すると認められる場合は、今後は適正な請求と認められない旨を説明し、新たな開示請求を先の開示請求に係る開示決定等があるまで待つなどの要請をすることができる。なお、要請は当該所属が原則として文書で行うものとする。
- ④ ③の要請に応じず、同一請求人が同一所属へ新たな開示請求をした場合であつて、それが正当な理由がないと認められるときは、当該開示請求は適正な開示請求ではなく、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱していると認め、当該所属は権利の濫用として不開示決定とすることができる。当該不開示決定の際は、その不開示理由を可能な限り詳細に記載する。

【留意事項】

- ・第13条による特例延長の延長期間は、条例解釈運用基準にあるとおり、「処理するに当たって必要とされる合理的な期間」とする。
- ・開示請求が集中的に繰り返されると所属が認めた時点から、上記の対応により進めることを可能とする。なお、集中的に繰り返されていると判断する定量的な基準はないため、請求内容、対象文書の量、請求の頻度、所属の事務体制等によって総合的に判断し、請求者に要請する際には丁寧に説明する。
- ・同一所属に繰り返し請求する正当な理由の有無の判断や、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱しているか否かの判断は、開示請求制度が原則としてその請求理由等を問わないものであることに留意したうえで、慎重にすることとする。
- ・1件の開示請求に複数の所属が関係する場合で、そのうち既に特例延長が1年に達している所属や権利の濫用による不開示決定をしている所属があるときは、当該所属は、権利の濫用として不開示決定とすることができる。

(参考)

同一請求人から同一所属に繰り返し開示請求があつて、当該請求人からの開示請求について、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。)第13条に基づき開示決定等の期限を延長する場合、当該延長期間の算定方法について

同一請求人からの先の開示請求に係る開示決定等をした後に、現在の開示請求に係る開示決定等の事務を開始するものとして延長期間を算定することができる。

※延長の例

同一請求人からの請求

